

## “Touch DE Schedule（オンプレ版）” 利用許諾及び利用規約書

1. Touch DE Schedule ご契約については本書記載内容にご承諾いただいたものとみなします。

2. Touch DE Schedule オンプレ版導入までの準備および導入後の対応について

Touch DE Schedule オンプレ版は、お客様からご提供いただいた PC に対し、弊社がソフトウェア一式をインストールさせていただいた後、該当の PC を郵送にてお届けいたします。

この PC 設定の時点では Touch DE Schedule の仕様およびレイアウトは確定となります。

導入までは以下の流れとなります。

- 1) 弊社は、事前にお客様専用クラウド環境をご用意します。
- 2) お客様は、レイアウトイメージおよび登録するグループ情報および社員情報を提供します。
- 3) 弊社は、提供いただいた情報をもとにクラウド環境の調整を行います。
- 4) お客様は、クラウド環境にて動作確認を行い、必要に応じて弊社にて追加調整を実施します。
- 5) お客様の承認をもって、環境の調整およびレイアウトの確定とします。
- 6) 承認後、PC にソフト一式をインストールし、郵送いたします。

承認後の弊社側への設定変更のご依頼に関しましては都度費用が発生いたします。

3. サービス内容について

(1) 本サービスの内容  
当社は、行動予定サイネージ “Touch DE Schedule” 機能のオンプレ版（以下「本サービス」といいます）を提供します。  
本サービスの詳細な内容および仕様については、別途定める利用規約に従うものとします。

(2) サポートサービス
 

- i 内容および提供範囲
  - ①本サービスに関する質問への回答及び助言
  - ②障害に関する質問への回答及び助言
- ii サービス窓口および連絡先
 

本サービスの問い合わせ窓口は、電子メールアドレスを連絡先とし、原則としてメールによる対応とさせていただきます。なお、メールによるご連絡への返信には、数営業日を要する場合がございます。  
なお、別途オプション契約として “ソフトウェア保守” を締結していただいた場合には、連絡先として電話番号および電子メールアドレスを使用し、電話またはメールにて対応させていただきます。
- iii サービス時間
 

営業日の 10 時から 12 時及び 13 時から 17 時までとします。

(4) セキュリティ  
オンプレ版はお客様環境下でのご利用のためお客様依存となります。

(5) データ管理  
最新の社員情報及びマグネット情報のマスターデータは、不測の事態に備え、お客様自身でバックアップをお願いいたします。

(6) サポート体制（本サービスにおける努力目標）

当社は、本サービスの提供にあたり、以下のとおりのサポート体制の構築に努めるものとします。

### 【サポート体制】

① サービスレベル①

システム技術者が確保されており、お問合せに即時対応が可能な状態です。

② サービスレベル②

システム技術者が確保されておらず、お問合せへの対応は営業開始以降となる可能性がございます。

③ サービスレベル③

お問合せへの対応は翌営業日となります。

時刻	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
営業日	③									②		①	②		①					②		③		
休業日																								③

営業日 ・・・月曜日から金曜日 ただし、当社休業日を除く

休業日 ・・・土日、祝日、その他当社休業日

## 【利用規約】

### 第1章 総則

**第1条 (利用規約の適用)**  
1. 新東電算株式会社(以下「当社」という)は、この利用規約(以下「利用規約」という)に基づき当社と契約者との間で締結される利用契約に基づき、本サービスを提供し、契約者等に対し本サービスの非独占的利用を許諾します。

2. 利用規約と個別の利用申込書に記載された内容が異なるときは、個別の利用申込書に記載された内容が利用規約に優先して適用されるものとします。

3. 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス  
利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する行動予定サービス一覧 "Touch DE Schedule" システムサービス
- (2) 契約者  
利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約  
利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する利用契約
- (4) 契約者設備  
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (5) 本サービス用設備  
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア及び当社が電気通信事業者より借り受けた電気通信回線
- (6) 専用URL  
契約者環境下で契約者が設定される本サービスアクセスのための専用URL
- (7) ユーザID  
専用URLアクセスの際、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (8) パスワード  
専用URLアクセスの際、ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (9) 認定利用者  
当社が契約者の関連会社(契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社)又は取引先(仕入先若しくは得意先その他の契約者と継続的な契約関係を有する者)と認定し、利用規約に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (10) 契約者等  
契約者及び認定利用者

**第3条 (通知)**  
1. 当社から契約者への通知は、サービス利用申込書にて(以下、利用規約等とします)に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、FAX、書面又は当社ホームページ、本サービスのWEBサイトに掲載するなど、当社が当該通知を行う方法によって行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メール等の送信時又はWEBサイト等への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

**第4条 (知的財産権)**  
1. 本サービスに関する著作権等の知的財産権の全て(当社が契約者等から提出された資料や契約者等から受けた提案等を踏まえて、本サービスを変更したりカスタマイズした場合の本サービスに関する著作権等の知的財産権も含みます)は当社に帰属するものとし、契約者は当社の本サービスの提供に關し、著作権等の知的財産権を侵害したこと等を理由として一切異議を述べることはできません。本サービスとともに当社から契約者等に提供されるドキュメント等の関連資料に関する著作権等の知的財産権についても同様とします。

2. 当社は契約者に対する本サービスの利用を非独占的に許諾するものであり、本サービスに関する知的財産権の他の権利を契約者が取得するものではありません。

**第5条 (権利義務譲渡の禁止)**  
契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用規約上の地位、利用規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

**第6条 (再委託)**  
当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」という)に対し、利用規約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

**第7条 (表明保証)**  
当社および契約者は、利用規約の申込み時から契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- (1) 自己およびその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他契約者の実質的支配権を有する者等(以下総称して「関係者」という)が暴力団、暴力団員、暴力團關係企業、団体またはその関係者、その他社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己およびその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき關係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己またはその関係者が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己またはその関係者が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自己または第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、当社および当社の関係先等の名譽や信用を毀損せず、当社および当社の関係先等の業務を妨害しないこと。

**第8条 (合意管轄)**  
契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第9条 (準拠法)**  
利用規約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

**第10条 (協議等)**  
利用規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用規約の何れかの部分が無効である場合でも、利用規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効的部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

**第11条 (利用規約の変更)**  
1. 当社は、利用規約を随時変更することができます。なお、この場合には、本サービスの内容その他の利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。  
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の猶予期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

### 第2章 利用契約の締結等

**第12条 (利用契約の締結)**  
1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、この通知日または利用申込書に定める日のいずれか遅い日を利用開始日とします。

2. 本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行ふものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点では、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容が利用規約の内容となることを承諾しているものとみなすことができます。

3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかる債務、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスにに関する金銭債務の不履行、その他の利用契約に違反したことを理由として利用契約を解除されたときがあるとき
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があつたとき又は記入もれがあつたとき
- (3) 金銭債務その他の利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不適当と判断したとき

**第13条 (認定利用者による利用)**  
契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者に本サービ

スを使用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる認定利用者による利用につき一切の責任を負うものとします。また、契約者は認定利用者に対して、利用規約に基づく契約者と同等の義務を負わせるものとします。

**第14条 (変更通知)**

1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他の利用申込書の契約者にかかる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに相手方に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従つた通知を怠つたことにより、通知の不到達その他の事由により損害を被つた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

**第15条 (契約者からの利用契約の解約)**

1. 契約者は、解約希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。なお、解約希望日の場合は解約通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より30日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

**第16条 (当社からの利用契約の解約)**

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知または催告をすることなく利用契約の全部若しくは一部を将来に向かって解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に利用者の故意又は重大過失による虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止、支払不能又は手形、小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押、差押若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信託状態に重大な不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 利用料金の支払日から14日以上経過しても利用料金の一部又は全部を支払わない場合
- (7) 第3条第1項各号の一に該当する行為が行われた場合
- (8) 利用契約に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (9) 解散、清算、當業の全部又は重要な一部の讓渡等の決議をした場合
- (10) 第7条各号の定めに反していることが判明した場合
- (11) その他の利用契約を履行することができない又は著しく困難となる事由が生じた場合

**第17条 (契約終了後の処理)**

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに關わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後ただちに、当社の指示に従い返還または消去することとします。

### 第3章 サービス

**第18条 (本サービスの種類と内容)**

1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、利用申込書に定めるとおりとし、契約者はそのサービスを利用できるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 第4条第3項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
- (3) 次の事項は、本サービスの内容には含まれず、当社は対応する義務を負いません
- (1) 契約者等の利用するソフトウェア及びハードウェアに関する問合せ及び障害対応等
- (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

**第19条 (本サービスの提供区域)**

本サービスの提供区域は、利用契約で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。契約者が海外からの利用を行った場合において、何らかの問題又は不具合等が発生した場合であっても、当社一切その責を免れるものとします。

**第20条 (利用期間)**

オンライン版の場合、本サービスの利用期間に制限はないものとします。

**第21条 (最短利用期間)**

オンライン版の場合、本サービスの最短利用期間は設けません。

**第22条 (善管注意義務)**

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

**第23条 (本サービス用設備の障害等)**

オンライン版の場合、本サービス用設備は契約者管理下のため弊社対応はありません。

**第24条 (一時的な中断及び提供停止)**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者等への事前通知又は承諾を得ることとします。

- (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、契約者が第16条第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用規約等に違反した場合には、契約者等へ事前の通知若しくは催告を要すことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかつたことに関する契約者等又はその他の第三者が損害を被つた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

**第25条 (本サービスの廃止)**

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部を解約するものとします。

(1) 廃止の60日前に契約者に通知した場合

### 第4章 利用料金

**第26条 (本サービスの利用料金)**

本サービスの利用料金は、利用申込書に定めるとおりとします。

**第27条 (利用料金の支払義務)**

1. 契約者は、本サービスの利用期間における利用料金及びこれにかかる消費税等を別途当社が定める方法で支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第25条の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第25条に定める本サービスの提供の中止、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、第4条第1項に定める場合には、同条に定めている場合を除いて、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

**第28条 (利用料金の支払方法)**

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

2. 契約者と集金代行等を行う金融機関との間で利用料金の決済をめぐらして紛争が発生した場合、契約者自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

**第29条 (遅延利息)**

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの間に、年5.0%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一緒にして、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### 第5章 契約者の義務等

**第30条 (自己責任の原則)**

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理・解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被つた場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行つた場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者が本サービスに該当する場合に開示する旨から相手方に通知するものとします。

**第31条 (利用責任者)**

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、所定の利用申込書に記載して当社に通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行つてもらうものとします。

2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、書面をもって速やかに通知するものとします。

**第32条 (本サービス利用のための設備設定・維持)**

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための設備を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより自己の費用と責任において、電気通信事業者の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット上に接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は、契約者に対する本サービスの提供の義務を負わざる、また契約者等に発生した損害等について一切の責任を負わないものとします。

4. 契約者は、当社が本サービスに関する保守、運用又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行つてもらうものとします。

**第33条 (個人情報の取り扱い)**

1. 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を相手方より返還または消去するものとします。

2. 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。

**第34条 (個人情報の取り扱い)**

1. 契約者及び当社